

大阪市立男女共同参画センター条例施行規則（令和元年10月1日施行予定）

制定 平成5年6月17日 規則第82号

（趣旨）

第1条 この規則は、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（承認事項）

第2条 条例第3条第3項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を行う日時
- (2) 当該事業を行う大阪市立こども文化センター（以下「こども文化センター」という。）の施設

（使用許可の申請等）

第3条 条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（駐車場に係る使用許可を受けようとする者を除く。）は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを条例第4条第5項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 使用の日時
- (3) 使用の目的
- (4) 使用しようとする施設及び附属設備
- (5) 使用予定人数
- (6) 入場料の類の徴収の有無
- (7) その他指定管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日

(その日が条例第4条の規定による休館日(以下「休館日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休館日以外の日)から施設を使用しようとする日(以下「使用日」という。)までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 大阪市立男女共同参画センター中央館(以下「中央館」という。)、大阪市立男女共同参画センター南部館(以下「南部館」という。)又は大阪市立男女共同参画センター東部館(以下「東部館」という。)のホール 使用日の12月前の日の属する月の初日
- (2) ホール及び駐車場以外の施設(以下「諸室」という。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日
 - ア 中央館、南部館又は東部館のホールの使用に係る申請と同時に当該申請に係るホールと一体的に使用するために当該ホールの存する男女共同参画センター(以下「センター」という。)の諸室の使用に係る申請を行う場合 使用日の12月前の日の属する月の初日
 - イ アの規定による申請を行った者が、当該申請に係るホール及び諸室と一体的に使用するためにさらに他の当該ホールの存するセンターの諸室の使用に係る申請を行う場合 使用日の12月前の日の属する月の初日
 - ウ 大阪市立こども文化センター条例施行規則(平成19年大阪市規則第66号)第3条第1項の規定によるこども文化センターのホールの使用に係る申請と併せて当該ホールと一体的に使用するために大阪市立男女共同参画センター西部館(以下「西部館」という。)の諸室の使用に係る申請を行う場合 使用日の6月前の日
 - エ ウの規定による申請を行った者が、当該申請に係るこども文化センターのホール及び西部館の諸室と一体的に使用するためにさらに他の西部館の諸室の使用に係る申請を行う場合 使用日の6月前の日
 - オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 使用日の3月前の日(控室にあっては、

使用日の3月前の日から使用日までの間において指定管理者が定める日)

3 駐車場への入庫をした者は、当該入庫の際、駐車場に係る使用許可を受けたものとみなす。

4 条例第6条第2項ただし書の市規則で定める特別の事由は、次のとおりとする。

- (1) 施設を使用しようとする者が国又は地方公共団体であること
- (2) 使用しようとする施設が駐車場であること
- (3) 前2号に定めるもののほか、施設を使用しようとする者が使用許可を受ける前に使用料を納付することが困難であるものとして市長が定める事由

(使用料)

第4条 条例第12条第2項の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付の時期)

第5条 条例第13条の市規則で定める日は、次の各号に掲げる施設又は附属設備の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が休館日に当たるときは、その日後最初に到来する休館日以外の日）とする。

- (1) 駐車場以外の施設 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日
 - ア 第3条第1項の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）から起算して使用日の前日までの期間が1月以上である場合 申請日の13日後の日
 - イ 申請日から起算して使用日の前日までの期間が7日以上1月未満である場合 申請日の6日後の日
 - ウ 申請日から起算して使用日までの期間が7日以下である場合 施設を使用する日
- (2) 駐車場 駐車場から出庫する日
- (3) 附属設備 附属設備を使用する日

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項ただし書に規定する場合における駐車

場以外の施設及び附属設備に係る条例第13条の市規則で定める日は、使用日の2月後の日とする。

(使用料の還付)

第6条 条例第15条第2号及び第3号の市規則で定める日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 中央館、南部館又は東部館のホール 使用日の2月前の日
- (2) 諸室 使用日の1月前(使用日の3月前の日の前日以前の日)にその使用に係る申請を行った中央館、南部館又は東部館の諸室にあっては、2月前)の日

2 条例第15条第5号の市規則で定める日は、使用日(使用開始の時までに限る。)とする。

3 市長は、条例第15条ただし書の規定により、使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。

- (1) 条例第15条第1号に該当する場合 使用料の全額(条例第11条に規定する使用(以下「使用者」という。)が施設又は附属設備を使用している際に災害その他特別な事由が発生したことにより当該施設又は附属設備を使用することができなくなった場合)にあっては、当該事由が発生した時までに当該使用者が当該施設又は附属設備を使用した時間、状況等を勘案して市長が定める額)

- (2) 条例第15条第2号に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 使用者が中央館、南部館若しくは東部館のホール又は使用日の3月前の日の前日以前の日)にその使用に係る申請を行った中央館、南部館若しくは東部館の諸室について、使用許可の取消しを申し出た場合 次に掲げる使用者が当該使用許可の取消しを申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 使用日の4月前の日以前の日 使用料の全額

(イ) 使用日の4月前の日の翌日から2月前の日までの間の日 使用料の半額

- イ 使用者が使用日の3月前の日の前日以前の日とその使用に係る申請を行った西部館の諸室について、使用許可の取消しを申し出た場合 次に掲げる使用者が当該使用許可の取消しを申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 使用日の3月前の日以前の日 使用料の全額
 - (イ) 使用日の3月前の日の翌日から1月前の日までの間の日 使用料の半額
- ウ 使用者が使用日の1月前の日までに諸室に係る使用許可の取消しを申し出た場合（ア及びイに掲げる場合を除く。） 使用料の全額
- (3) 条例第15条第3号に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 使用者が中央館、南部館若しくは東部館のホール又は使用日の3月前の日の前日以前の日とその使用に係る申請を行った中央館、南部館若しくは東部館の諸室に係る変更を申し出た場合 次に掲げる使用者が変更を申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 使用日の4月前の日以前の日 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額
 - (イ) 使用日の4月前の日の翌日から2月前の日までの間の日 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の半額
- イ 使用者が使用日の3月前の日の前日以前の日とその使用に係る申請を行った西部館の諸室に係る変更を申し出た場合 次に掲げる使用者が変更を申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 使用日の3月前の日以前の日 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額
 - (イ) 使用日の3月前の日の翌日から1月前の日までの間の日 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の半額
- ウ 使用者が使用日の1月前までの日までに諸室に係る変更を申し出た場合（ア及びイに掲げる場合を除く。） 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額

の全額

(4) 条例第15条第4号に該当する場合 使用料の全額

(5) 条例第15条第5号に該当する場合 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額

(使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更等があった場合の特例)

第6条の2 使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更があったときは、当該変更前の使用許可に係る既納の使用料は、当該変更後の使用許可に係る使用料の内払とみなす。この場合における追加して納付すべき使用料に対する第5条第1項の規定の適用については、同項第1号ア中「第3条第1項の規定による申請」とあるのは「使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更に係る使用許可の申請」とする。

2 条例第15条第5号に規定する使用許可に係る施設の使用の態様の変更があった場合において当該変更後の使用料の額が既納の使用料の額を超えるときは、当該使用許可に係る既納の使用料は、当該変更後の使用料の内払とみなす。この場合において、追加して納付すべき使用料に係る条例第13条の市規則で定める日は、第5条第1項の規定にかかわらず、使用許可に係る施設の使用日（使用開始の時までに限る。）とする。

(指定申請の公告事項)

第7条 条例第17条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第19条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第19条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとのセンターの管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) センターの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

(資料の提出の要求等)

第9条 市長は、条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出

及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) センターの管理の業務の実施状況
- (4) センターの利用者数、施設の稼働状況その他の利用状況
- (5) センターの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後)2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第11条 使用者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成5年6月23日から施行する。

附 則(平成6年11月10日規則第126号)

この規則は、平成6年12月6日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第35号)

この規則は、平成8年4月6日から施行する。

附 則(平成10年3月19日規則第4号)

この規則は、平成10年4月4日から施行する。

附 則(平成13年4月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年10月23日規則第136号)

1 この規則は、平成13年11月1日から施行する。

2 平成13年11月3日から同月7日までの間の大阪市立男女共同参画センターのホールの使用に係るこの規則による改正後の大阪市立男女共同参画センター規則第3条第3項第1号の規定の適用については、同号中「7日前」とあるのは「2日前」とする。

附 則(平成18年3月31日規則第36号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 大阪市立男女共同参画センターの指定管理者の指定手続に関する規則(平成17年大阪市規則第160号)は、廃止する。

附 則(平成21年10月30日規則第143号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附 則(平成27年3月20日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3月31日規則第101号）

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 12月16日規則第171号）

1 この規則は、平成29年2月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われた大阪市立男女共同参画センター条例条例（平成5年大阪市条例第21号）第6条第1項に規定する施設の使用に係る申請は、同日以後においては、この規則による改正後の大阪市立男女共同参画センター条例施行規則第3条第1項の規定による申請とみなす。

附 則（平成30年12月21日規則第134号）

1 この規則は、平成31年 2月 1日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市立男女共同参画センター条例施行規則第6条の規定は、平成31年 8月 1日以後の大阪市立男女共同参画センター南部館（以下「南部館」という。）及び大阪市立男女共同参画センター東部館（以下「東部館」という。）の施設又は附属設備の使用に係る使用料の還付について適用し、同年 7月31日以前の南部館及び東部館の施設又は附属設備の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和 年 月 日規則第 号）

別表(第4条関係)

区分	品名	単位	使用料
照明 設備	ピンスポットライトA	1台	3,400円
	ピンスポットライトB	1台	1,700円
	シーリングライト	12台以内	2,200円
		13台以上24台以内	3,100円
		25台以上36台以内	4,000円
		37台以上48台以内	4,900円
		49台以上	5,800円
	フロントサイドスポットライト	6台以内	1,300円
		7台以上12台以内	2,200円
		13台以上18台以内	3,100円
		19台以上	4,000円
	フットライト	一式	800円
	ボーダーライト	一列	1,000円
	サスペンションライト	16台以内	2,800円
		17台以上32台以内	3,300円
		33台以上48台以内	3,800円
		49台以上64台以内	4,300円
		65台以上	4,800円
	トーメンタルタワーライト	一式	2,500円
	天井反射板ライト	一式	1,000円
パーライト	1台	500円	

	アッパーホリゾントライト	一式	1,200円
	ロアホリゾントライト	一式	1,200円
	エフェクトマシーン	1台	1,500円
	マルチストロボ	1台	1,500円
	ミラーボール	1台	1,500円
音響 設備	拡声装置A	一式	10,000円
	拡声装置B	一式	4,000円
	拡声装置C	一式	1,200円
	オープンリールテープレコーダー	1台	400円
	録音・再生ワゴン	一式	1,600円
	ミキサーワゴン	一式	1,600円
	3点つりマイク	1台	1,300円
	ワイヤレスマイク	1台	1,300円
	ダイナミックマイク	1台	500円
	コンデンサーマイク	1台	500円
	ヘッドフォンマイク	1台	500円
	オーディオビジュアルシステム	一式	3,200円
	オーディオシステム	一式	1,600円
	レクチャーアンプ	一式	800円
	映写 設備	書画カメラ	1台
16ミリ映写機A		1台	5,000円
16ミリ映写機B		1台	3,000円
35ミリスライド映写機		1台	3,000円

	ビデオプロジェクターA	1台	4,500円
	ビデオプロジェクターB	1台	1,500円
	ビデオプロジェクターC	1台	800円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	400円
	テレビ	1台	400円
	ビデオ	1台	400円
その他設備	同時通訳設備	一式	50,000円
	同時通訳レシーバー	1台	600円
	グランドピアノA	1台	8,300円
	グランドピアノB	1台	6,000円
	アップライトピアノ	1台	3,300円
	電子ピアノ	1台	2,000円
	指揮台	一式	1,000円
	平台	1枚	300円
	箱足	1個	100円
	地絨 ^{かすり}	一式	1,500円
	金びょうぶ	1双	800円
	陶芸用電気窯	1台	800円
	電源使用料	定格消費電力1KWまでごとに	300円

備考 この表の使用料は、午前9時30分から正午まで（西部館にあっては、午前9時から正午まで）、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分まで使用するときの使用料をいい、午前9時30分から午後

9時30分まで（西部館にあつては、午前9時から午後9時30分まで）使用するときの使用料は、この表の使用料の3倍に相当する額とする。